

29

環境影響評価書の概要

—東京都大田清掃工場建設事業—

昭和61年7月

東京都

会議用

東京都環境影響評価審議会

1. 総 括

1.1 事業者の氏名及び住所

東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

1.2 対象事業の名称及び種類

東京都大田清掃工場建設事業

廃棄物処理施設の設置

1.3 対象事業の内容の概略

事業内容の概略は表1.3-1のとおりであり、同一敷地内に第一工場及び、第二工場を建設する。

表1.3-1 計画の概略

ごみ処理 施設の新設	面積	約92,000m ²
	工事着工年月	昭和62年4月予定
	試運転開始年月	昭和64年10月予定
	稼働開始年月	昭和65年4月予定
	処理能力 第一工場	可燃ごみ 600t/日 (焼却炉 200t/日×3基)
	能力 第二工場	分別ごみ 500t/日 (処理炉 200t/日×3基)
	工場棟 第一工場	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約34m
	第二工場	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約36m
	煙突 第一工場	外筒鉄筋コンクリート造、高さ41m
	第二工場	外筒鉄筋コンクリート造、高さ41m
管理棟		鉄筋コンクリート造、高さ約17m
駐車場		見学者用車両等

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施により、環境に及ぼす影響については、事業の計画内容及び建設予定地とその周辺地域の概況を考慮して、予測・評価項目を選定し、現況調査を実施して、予測と評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は表1.4-1に示すとおりである。

(注) 1. 分別ごみとは、金属、ガラス、陶磁器、プラスチック、ゴム、皮革などのごみをいう。

2. 施設等の呼称について

対象事業は、同一敷地内に第一工場（可燃ごみ処理用）及び、第二工場（分別ごみ処理用）を建設するので、施設の呼称は以下のように統一する。

- (1) 個別の施設名はそれぞれ第一工場、第二工場とする。
- (2) 両者を総称するときは、大田清掃工場とする。なお、清掃工場あるいは単に工場と記述する場合もある。
- (3) 敷地については、大田清掃工場建設予定地とするが、清掃工場建設予定地あるいは単に予定地と記述する場合もある。

表1.4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>煙突からの排出ガス中の、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素及び水銀は、いずれも大気環境濃度に対する寄与率は小さく、環境への影響は少ないと考える。</p> <p>清掃車等の走行に伴う排出ガスについては、環境濃度に対する寄与率が小さく、環境への影響は軽微であると考える。</p>
2. 騒音	<p>工事中の建設作業騒音については、現況と比較すると騒音レベルが上がることは避けられないが、騒音を発生しやすい工事は昼間に限定し、かつ一時的である。工場の稼働騒音については現況騒音以下である。工事中及び稼働時の道路交通騒音については、一般車のみによる騒音レベルと比較してわずかに増加する程度である。</p> <p>従って、環境への影響はほとんどないと考える</p>
3. 振動	<p>工事中の建設作業振動については、現況と比較すると振動レベルが上がることは避けられないが、振動を発生しやすい工事は昼間に限定し、かつ一時的である。工場の稼働振動については、現況の昼間振動よりも小さい。</p> <p>工事中及び稼働時の道路交通振動については、一般車のみによる振動レベルと比較してわずかに増加する程度である。</p> <p>従って、環境への影響はほとんどないと考える。</p>

予測・評価項目	評 値 の 結 論
4. 悪 臭	工場の主要な悪臭防止対策については、既設工場と同様に工場を密閉化し、ごみパンカ内の空気を焼却炉に送り、ごみパンカ内を常に負圧に保つことによって悪臭の外部への漏洩を防ぐとともに、焼却炉内の燃焼により臭気を分解させる。既設工場では、敷地境界における臭気の実測値のほとんどが法令による規制基準を下回っており、環境への影響はほとんどないと考える。
5. 電波障害	電波障害については一部の地域でしゃへい、あるいは反射障害の発生することが予測されるが、共同受信システムの設置等の対策により、影響は解決できると考える。
6. 風 害	工場等の建設後の風速は、基準風速より小さくなる地点がほとんどであり、建設前の風速及び基準風速を超える地点は清掃施設用敷地内にあり、周辺への影響はないと考える。
7. 地形・地質	<p>地下掘削工事による地盤変形の影響範囲は、予定地内に十分あさまっており、予定地外への影響はないと考える。</p> <p>また、鋼矢板打設による不圧地下水位の変化は、地下水の流れが遅いため、極めてわずかであり、周辺への影響はほとんどないと考える。</p>

予測・評価項目	評価の結論
8. 景観	<p>地域景観については、工場棟や煙突が東京港のもつ港湾景観に違和感を与えるないと予測される。また、代表的な眺望地点からの眺望については、建物等の意匠及び色彩に十分配慮し、周辺には緩衝植樹帯を設けるため閉鎖感や圧迫感などがないと予測される。従って、周辺景観への影響はほとんどないと考える。</p>

1.5 評価書案の修正の概略

修 正 個 所	修 正 事 項	修 正 内 容 及 び 修 正 理 由
1. 総括 1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論	景観	事業の実施による影響については、環境保全の措置を踏まえて評価した。
2. 対象事業の目的及び内容 2.2 計画の内容	環境保全及び公害防止	建設工事中の環境保全の措置について追加した。
5. 現況調査、予測及び評価 5.1 大気汚染	清掃工場排出ガス 排ガス組成 複合影響	第二工場で処理する分別ごみの物理組成を示し、排ガス中の塩化水素及び水銀・鉛・亜鉛・カドミウムなどの重金属は、電気集じん機や洗煙装置により捕集される旨、記述を追加した。 大井市場（仮称）と東京国際空港との複合については、予測対象時点など異なるが複合影響を試算した。

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
	評価指標	予測対象物質のうち環境基準が設定されている物質については、環境基準の年平均値換算値を指標に、環境基準が設定されていない物質については、現況濃度を評価の指標とする記述に改めた。
5.2 騒音	建設作業騒音	事業予定地に隣接する京浜島つばさ公園における建設作業騒音についての影響を記述した。
	道路交通騒音	工事中及び稼働時の道路交通騒音については、一般車両のみによる騒音の予測値を追加記述し、工事用車両及び清掃車等による寄与分を明確にした。
	清掃工場騒音	清掃工場建設予定地は工業専用地域であるため、工場騒音を規制する法令は適用されないが、工業地域に適用される東京都公害防止条例の規制基準及び環境基準と比較して記述した。
5.3 振動	道路交通振動	工事中及び稼働時の道路交通振動については、一般車両のみによる振動の予測値を追加記述し、工事用車両及び清掃車等による寄与分を明確にした。

修 正 値 所	修正事項	修 正 内 容 及 び 修 正 理 由
5. 6 風害	風速の変化	建設後の風速については、具体的な風速値を用いて記述した。
5. 8 景観	評価	評価にあたっては、建物等の意匠に十分配慮し、周辺には緩衝植樹帯を設けるなど環境保全の措置を踏まえて記述した。
7. 環境保全のため の措置	大気汚染	工事中の大気汚染防止措置として、粉じんの飛散防止に努める旨記述した。